

## 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

### 開催日時

令和2年4月10日（金）午後1時30分開議

### 開催場所

第1委員会室

### 会議に付した案件

- 1 行政区再編協議【行程2】区のあり方について
- 2-2 区のあるべき（理想の）姿

13:31

#### 1 行政区再編協議【行程2】区のあり方について

##### 2-2 区のあるべき（理想の）姿

### ◎結論

市民協働・地域政策課長から、各委員から要求のあった資料について説明があり、協議しました。

### ◎発言内容

**◎高林修委員長** それでは、協議事項1、行程2-2、区のあるべき（理想の）姿に入ります。

最初に、前回の委員会で関委員をはじめ、何人かの委員から質疑のありました、新潟市における区地域協議会の経緯について、当局から説明をしてください。

**◎市民協働・地域政策課長** お手元の資料のかがみをおめくりいただき、右肩に新潟市資料と書かれたものをお願いいたします。

こちらが新潟市区自治協議会条例の改正後の全文です。新潟市では、本市の区協議会に当たるものを区自治協議会と呼んでいまして、この条例によって運営されています。

改正された点は大きく2点あります。まず、1ページ目、第2条第2項第3号、下線が引いてある部分です。それと、2ページ目、第6条第2項の一部が改正されています。これについてまとめたものが、A4横の資料になりますので、こちらを使って説明させていただきます。

まず、1、改正の概要です。（1）改正理由ということで、3行目に新潟市区自治協議会のあり方検討委員会とありますが、こちらを設置して改正の検討を行ってまいりました。丸の2つ目ですが、柔軟な会の運用ができない、区の独自性・地域性を反映できないなどの意見が出たことを踏まえ、これまで以上に組織のあり方を区の実情に合ったものにするため、改正を行ったということです。

（2）改正のポイントです。丸のポイントが4つあります。まず、委員の住所要件を緩和するという。それと、委員構成を再整理して明確化するとともに、再任回数に関する規定をなくすということがあります。それから、丸の3つ目、自治協議会の役割を、現在の実情に合った形に明確化するという。そして、4つ目、地方自治法第252条の20第7項に縛られない市独自の協議会とするということです。252条の20第7項というのは区地域協議会という枠組みのことを指しています。

そして、改正の内容です。2の(1)委員の住所要件・構成・任期についてということで、3つ表に上げられています。大きいものが一番上の区内に住所を有する者を委員とするという改正前の要件を、区長が特に認める場合は市内に住所を有する者とするということで、よその区であっても委員にすることができるということになります。

それから、右側へ飛びまして、(2)の役割についてです。上から2段目、区自治協議会の役割については、改正前は3つ上げられています。①区役所が所掌する事務、②市が処理する区の区域に係る事務、③市の事務処理に当たっての区民等との連携強化に関する事務、これについて議論をするとされていたわけですが、改正後はもう少し幅広く取れるように、区の地域課題に関することという表現に変えられています。

そして、最後、(3)位置づけについてですが、地方自治法第252条の20第7項に基づく区地域協議会という位置づけから、表の中では地方自治法に縛られない市独自の協議会とするとありますが、地方自治法の138条の4で定められた市の執行機関の附属機関という位置づけに変えられているということです。

こうしたことで、平成31年4月1日から施行され、協議会が運営されているということです。

**○高林修委員長** 説明は終わりました。質疑・意見はありますか。

**○酒井豊実委員** 今、担当課から説明を伺いましたが、まさに新潟市の自治協議会の在り方についての審議結果の氷山の一角、まとまったものだなというふうに感じています。この間、新潟市のホームページであり方検討委員会の内容について見させていただきました。それにどういうふうに議会が関わったかということまでは調べていないのですが、議会とこのあり方検討委員会の関係性も非常に大事なところで、報告書の中にはそういう意見も記載されて、議会の意見、そういうのがあるということです。ちょっとお伺いしたいことは、市の今の協議会と、改正後の姿について、明確にこれは同じだよ、違うよという点について確認をしたいと思います。

**○高林修委員長** 違うところは最後のまとめで説明があったと思うのですが。

**○酒井豊実委員** 浜松市。

**○高林修委員長** 本市との話。当局のほうで答えられますか。

**○市民協働・地域政策課長** 先ほどの横向きの表の項目について、本市と新潟市との違いをお答えします。

まず、左の委員の住所要件・構成・任期についてのところですが、こちらは地方自治法第252条の20で決められているところになります。一番大きなポイントになりますが、新潟市においては、これを区内に住所を有する者でなくても、市内に住所があれば委員にすることができるということになっています。浜松市の場合は区内に住所を有する者ということで、法定で決められていますので、ここは違うところになります。

それから、2つ目の委員の構成ですが、こちらはそれぞれの条例の中で明確化しているところになっていて、法の制限を受けているわけではありませんので、条例の規定の中でいかようにでも変更ができるようになっています。

コミュニティ協議会といった個別の名前は違うのですが、実際誰をどういう方を委員にするかというところは、新潟市の形であっても浜松市の形であっても実情に合わせて変えることができるということにはなっています。

それから、3つ目、再任回数の制限ですが、こちらも法定ではなく条例で決められている範囲になり

ます。新潟市は回数の制限がないということですが、浜松市の場合は2期までということで、運用の中で決めています。

そして、右へ行きまして、(2)の役割についての一番上です。こちらもほぼ運用で動かしていくことができるかなと思います。浜松市と新潟市、やり方としては変わりがないところです。

それから、2つ目、諮問・建議の内容について、区の地域課題に関することとするというふうにならぬ新潟市は改正をしました。浜松市は新潟市の改正前と同じような形で規定されていますが、その中で区の地域課題に関することも議論の対象とするという運用で扱っています。

最後のところが、浜松市は新潟市の改正前と同じ扱いです。公の施設の設置・廃止・管理に関する事項は区協議会の必須事項であるということにされています。これが新潟市では、区役所が所管する区民への影響が大きい施設のうち、市長が別に定めるものということで、公の施設という枠組みよりも、施設ということで全体としての範囲は広げているのですが、市長が別に定めるものということで、そこで少し範囲を狭めているというような扱いになっています。浜松市の場合は新潟市の改正前と同じ公の施設の設置・廃止・管理に関する事項が必須ということで扱っています。

そして、位置づけについては、またこれは新潟市と浜松市では違うところになりますが、浜松市は法第252条の20第7項に基づく区地域協議会となります。

**○酒井豊実委員** 多くは言いませんが、今の比較で基本的な浜松市の区協議会と、関係する項目については分かりました。

それで、もう一度さらに新潟市のあり方検討委員会の内容を自分としても勉強をちょっと深めたいなと。新潟市の場合には、住民自治から都市内分権ということが基本線、背骨として色濃く貫かれているので、その方向性と、新たに1年かけて議論されて報告書が出された、その理念についてしっかりと勉強していくことが必要だと改めて認識しました。

それから、座長が発言された内容についてもここに資料があるわけですが、新潟市がこれから未来へ展開していく方向性、夢も語られているところは非常に理念が高いと認識していますので、勉強していきたいと考えています。

**○高林修委員長** それでは、この件については当局の説明を聞きおくことといたします。

次に、行程2、区のあり方の2-2、区のあるべき(理想の)姿について、資料請求をされた各委員から請求趣旨を説明していただきたいと思いますが、資料1については私が請求しましたので、説明をさせていただきます。

本日の特別委員会の中で住民自治について議論していただくつもりでいますが、住民自治を具体的に表している組織は各区の協議会だと思っています。その各区の協議会の現状について資料請求をいたしました。ここに書いてある資料1、区協議会の委員名簿となっていますが、これは委員の属性について資料請求をいたしました。それから、過去の諮問事項及び協議事項の分類ごとの一覧。それから、資料4については、今までの区協議会で建議・要望された内容というか、表題なのですが、これを一覧にしてもらいました。今後、住民自治について議論する上での参考になればと思います。

2の協働センターのあり方については、公明党の松下委員から資料請求がありましたので、説明してください。

**○松下正行委員** 2-2の区のあるべき姿の資料請求としては、今皆さんのお手元にあるように、住民自治の在り方の中で、今委員長が言われた区の協議会とともに、地域住民に一番近い協働センターの在り方も重要ではないかということで、4点資料請求させていただきました。過去の特別委員会の議論

の中でも協働センターの話は出ていたと思います。若干進んできて、様々な展開をされているというところで、確認も含めて4点としました。1点目は、協働センターのエリアの問題です。中学校区をまたがっているというところの資料と、2点目は、平成29年度から、協働センターだけではないのですが、他の市の施設も含めて、地域住民のNPO等、様々な団体が運営について市から委託を受けてやっているモデル事業が展開されてきたということで、その実績。それから、3点目は、協働センターにはそれぞれコミュニティ担当職員が配置されていて、その地域との絡みの実績。それから、4点目が、1点目とちょっとダブりますが、協働センターの位置と役割というようなことで資料請求をさせていただきました。

**○高林修委員長** なお、先ほどの当局のかがみには要求資料として入っていませんが、要求資料一覧表の3番、区制度の検証について、4番、区政だよりナンバー1については、太田委員から資料請求をされました。この3番、4番は既に特別委員会等で配付されているものですので、もし太田委員から特に3番、4番について資料請求した理由があれば、ここでおっしゃっていただきたいと思います。

**○太田康隆委員** 今回議題になっている区のあるべき姿、理想の姿を議論していく上で、浜松市がたどってきた経過というものをしっかり確認しながら理想の姿を探っていく必要があるということで、振り返ってみますと、都市内分権を語るときに、平成19年に政令指定都市に移行したわけですが、その後、区の在り方について、あるいは出先機関の在り方について検討していくという動きが始まりまして、平成21年12月に、今回は請求していませんが、本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方についてという資料がまとめられました。その後、平成23年11月に区の出先機関の再構築の基本方針が示されました。そういったことを経て、様々な行政組織の変更をこの間も毎年のように行ってきたわけですが、そうして平成25年の10月に区制度の検証というものが出ていて、平成24年、平成25年にかけて行政のほうで行っていただいた職員からの聞き取り、あるいは自治会連合会であるとか、そういう民間組織からのヒアリングなどをまとめて検証したものがこの冊子です。区制度ができて以来、市民の切実な声であったり、職員の感想であったり、そういったものがよくまとめられていますので、資料として請求させていただきました。これについては、行財政改革特別委員会で議論したことも踏まえて、平成25年9月5日の区政だよりにもまとめられていますので、ダイジェスト版としては、この区政だよりが非常に見やすいので、請求させていただきました。後々都市内分権について議論していく、あるいはその経過について議論していくときに引用させていただきたいということで、今回資料請求させていただいたものです。

**○高林修委員長** それでは、当局から各委員から要求のあった資料について説明をしていただくのですが、先ほど太田委員からお話があった3と4の資料については、過去に配付されたものですので、今回は要求資料1の本市における区協議会の状況と2の協働センターのあり方について、当局から説明をしていただきたいと思います。

**○市民協働・地域政策課長** 次第の資料番号に沿って説明させていただきます。

まず、区協議会委員の属性です。右上に資料1-①とある資料を御覧ください。

区協議会については、平成19年から平成30年まで6期の間、委員の改選を重ねてまいりましたが、それを全てまとめたものになっています。区協議会の委員は団体推薦、公募、直接指名という3区分で選ばれますが、上段は全て団体推薦のものになっています。自治会の関係が3段ありまして、その下、民生委員児童委員協議会から表の中ほど一般社団浜松市医師会の上までが全市的に活動されている団体。それから、医師会から下が中区、東区、西区というように、それぞれ各区に所在をして活動している団体から選出された人数が載っています。数字の出し方としては、1人の委員が2年1期やりますと1と

いうカウントをしています。1人の委員が4年2期やりますと2というような形になっています。あわせて、1つの団体から2人の委員が1期出た場合は、2というようなカウントをされるようにつくられています。

3ページ目の最後が公募委員と直接指名の委員になります。この委員の選定については、区協議会の中で推薦会というものを設けて、どういった団体に推薦を求めるということを区協議会の委員で議論いただいて、それを基に当局から団体の指名を依頼していくという形で推薦の依頼をされているものになります。

続きまして、資料1-②、諮問事項の一覧(分類ごと)です。こちらは平成19年度から平成30年度までの提案、合計244件を部局ごとに整理をしたものになっています。諮問ですので、1件の案件が1つの区に出されたものを1というふうにカウントしています。1つの案件が全ての区に諮問にかけられると、それぞれの区に1が入って、トータルとしては7件というカウントをされるような数字の出し方になっています。

2ページ目以降は諮問事項の具体的な件名と、どこの区にかけられたかということが記載されています。表の一番右にあります所管課については、提案当時の所属の名前になっていますので御了承ください。こちらは年度ごとに平成19年度から平成30年度まで並べています。

続きまして、資料1-③、こちらは協議事項の一覧です。カウントの仕方は先ほどの諮問と同様です。1ページ目に総括の表がありまして、2ページ目から平成20年から平成30年までの全ての案件を表示しています。

続きまして、資料1-④、区協議会の建議・要望の一覧です。こちらでも平成19年度から平成30年度までに各区から出された建議・要望の数です。こちらは1件の要望書の中に複数の案件が書かれていたものは1としてカウントしてあります。2ページ目以降に全ての案件、タイトルが記載されています。平成19年度の一番上、南区のナンバー1については8件の中身がありますが、1というカウントで出しています。

続きまして、協働センターのあり方です。

資料2-①④は協働センターのエリアと中学校区を表しており、併せて1つの表にさせていただいています。

まず、協働センターは所管するエリアを明確に定めて、そこの方が利用するものだという決め事として動いているものではありませんので、おおむねの所在している地区、カバーしている地区ということと、その協働センターが所在しているところで主な中学校区というものを表示しています。一部中学校区につきましては、複数の協働センターにエリアがまたがるということで、米印の3つ目のところ、丸塚、北星、南部、清竜、光が丘の各中学校は重複して記載しています。1つの協働センターの中に2つの中学校区があるところにつきましては、網かけで表示しています。上から東部協働センター、高台協働センター、北部協働センター、南部協働センター、中部協働センター、積志協働センター、裏にまいりまして、三方原協働センター、引佐協働センター、北浜南部協働センターです。天竜区の清竜、光が丘のところ、エリアとしては2校区あるのですが、第2種協働センターの2つの中学校区がまたがっているというのではないのですが、参考としてこのように記載させていただいています。

続きまして、資料2-②です。こちらが地域施設管理運営事業の実績ということで、区協議会の委員の研修会の資料で提出させていただいたものの一部を抜粋しています。

まず、1ページ目には地域施設管理運営事業の目的や概要を記載しています。地域施設管理運営事業

は、コミュニティの維持・活性化がますます重要になってくる中、今後拠点機能を一層発揮していくため、貸館の受付や生涯学習の企画・開催などを担っていただき、地域組織の希望や要望を伺った上で、地域組織との話し合いの上で地域の実績を踏まえて実施するということが書かれています。

2ページの上の段、スライドの番号の3です。これまでの実績は龍山森林文化会館、和地協働センター、春野文化センターにおいて、平成29年度、平成30年度、令和元年度からそれぞれ委託を実施しています。

下のスライドの4ですが、地域のメリットとしては、地域主体の施設運営が可能になり、地域の特性やニーズに合わせた講座を企画・実施することができるようになるということを大きなメリットとして挙げています。

スライドの5には龍山森林文化会館、6には和地協働センター、裏に行きまして、7のスライドには春野文化センターのそれぞれの概要を載せています。スライド5の龍山森林文化会館の地域の声というところを御覧ください。龍山森林文化会館では、地域の声として身近で親しみやすい施設というイメージが浸透してきているという声をいただいています。それから、和地協働センターでは、顔見知りや窓口にいると和気あいあいとした雰囲気になるということ、それから生涯学習事業も地元で企画・実施をお願いしているところがありますので、地域ニーズに応じて、地域裁量で生涯学習講座を企画することができ、こういった講座を今後も実施してほしいという声をいただいています。それから、スライドの7が春野文化センターです。こちらは知っている顔が窓口にいることで安心感があるというような声をいただいています。

続いて、資料2-③コミュニティ担当職員の実績です。こちらはコミュニティ担当職員の初任者への説明の資料、それから、優良事業を横展開していこうという狙いでやっているエリアマネージャー会議での資料の抜粋になります。各区の取組が幾つか書かれています。抜粋して読ませていただきます。

まず、1ページ目、中区、曳馬協働センターの事例ですが、毎月開催される地区自治会連合会にコミュニティ担当職員が出席するとともに地域内の催しなどにも参加して、情報の収集・提供や地域との良好な関係づくりを進めている中、丸の4つ目に飛びますが、地域力・地域づくりを考える集い「みんなで曳馬地区のこれからを考えよう」を開催して、曳馬協働センターの取組等について発表や議論を行ったというようなことがあります。

次に、2ページの4、東区、積志協働センターの例です。丸の2つ目です。地元要望に対応するため、関係部署への橋渡し役となり、問合せや説明を行ったというような事例があります。

5の北区、都田協働センターです。丸の1つ目の2行目、中ほどから、地区自治会連合会の定例会に出席し、自治会の活動や課題等の状況把握に努めたということになります。

それから、その下の丸の2つ目、都田図書館内の展示コーナーの展示内容について、地域の情報などの調整を図るとともに、展示の空きスペースがあるという情報をまちづくり協議会へつなぎ、展示をしたいと思っていた展示が実現できたというところ です。

それから、3ページへ行きまして、一番下、7の天竜区、二俣協働センターです。こちらは、二俣川の清掃等を行っている団体から、草刈機の老朽化や不足に関する声を受けまして、民間の財団の清掃助成事業を紹介し、申請支援も行った結果、新しい草刈機を購入することができたというような成果が出ています。

それから、4ページ、8の天竜区、春野協働センターです。地域内の団体が行う事業にコミュニティ担当職員が積極的に参加し、耕作放棄地の解消という課題に着目して、若手農業者と意見を交わし、そ

の中で市内大学の研究室に働きかけを行い、一緒に耕作放棄地を耕すという春野地域の課題解決に向けた活動を進めていくことになったというような成果があります。

**○高林修委員長** まず、今日の協議事項の区のあるべき理想の姿についてという本論に入る前に、提出していただいた資料1と2について、質疑があれば承ります。

資料1については、おおよその傾向が見て取れると思いますが、あまり細かい話まで行くと時間がありませんので、私としては傾向さえ見ていただければいいなというふうな思いで資料請求をいたしました。個々についてはまた後で読み込んでいただきたいと思いますが、資料2については松下委員のほうは特にありますか。

**○松下正行委員** 最後のコミュニティ担当職員の実績に出ていない区があるわけですが、ここに出ていない区も何らかの実績はあるという認識でよろしいでしょうか。

**○市民協働・地域政策課長** こちらの資料は平成27年度から平成30年度までの実績の中で、我々のほうに日々の活動が聞こえてくる部分があるものですから、それを詳しくヒアリングしたものとということになります。平成31年度には西区の実績もあると聞いていて、当然、ほかの区、ほかの協働センターにもいい事例があるということで、情報収集はこれから努めていきたいと思っています。

**○松下正行委員** はい、分かりました。

**○高林修委員長** それでは、資料の中身については御質問がないようですので、先に進めさせていただきます。

今日は行程2-2、区のあるべき（理想の）姿になります。さきに示された行程では3ポツありまして、1ポツ目が本市における都市内分権とそのあり方、2ポツ目が本市における住民自治のあり方、それから3ポツ目が区、区長の権限、本庁の権限についてということで、行程は示されていますので、この順番でやっていきたいと思いますが、なかなか議論の仕方が難しいと思いますので、皆様に必ず持ってきていただきたいとお願いしていた合併・政令市の検証という資料の41ページに（11）都市内分権という表題がありまして、都市内分権については3つの項目があるということが書かれています。地域自治組織は先ほどの区の協議会につながる話だと私は判断しています。それから、組織内分権は、その横に区役所、地域自治センター等にできるだけ多くの権限を付与というふうに書いてありますので、先ほど言った3ポツ目の区長の権限、本庁の権限についてということに関わってくるのではないかと思います。それから一市多制度については、先ほどの3ポツの中には入らないかもしれませんが、都市内分権はこの3つの項目で論じられていけばよろしいかなと思っていますので、これに従って話を進めさせていただきます。

まず、一市多制度ということで、71ページをお開きください。

一市多制度、表題は地域固有事務となっていて、合併前に183事業あったものが、この平成28年6月20日の資料の時点では合併後87事業が残っているということです。この一市多制度について、まず御意見、質疑も含めてですが、ある方がいらっしゃればお願いします。

時々申し上げているつもりではいるのですが、この特別委員会の最終的な責務というか役目は区の再編の有無の決定で、再編をするということになれば、その後どういうふうな姿形にするかというのもこの委員会の役目、責務ではありますが、この一市多制度が区の再編の議論をしていく上でどういう関わり合いを持つかという、できればそういう視点で見ていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

ここに書かれているように、主な継続事業は、いわゆるお祭り関係、花火の大会とかというものが多いのですが、ひとつの浜松とはいえ、各地域にはこういう文化伝統、歴史に基づいたものがありますの

で、これは大切にしていこうという姿勢については全く問題ないかなど。私だけしゃべっていてもしょうがないのですが。

**○鈴木育男委員** 今委員長がおっしゃっているとおりで、もうこれ一市多制度をみんなでどう認め合っていくか、それをどう生かしながら市政運営をやっていくかということが一番大事なことだと私は思っています。そういったことが基本の根っこにないと、この委員会でこれから協議していく区の再編の方向性が見えてこないと思いますので、私はこの委員会の中でもその辺のことをみんなで共通認識を持ってもらって、そうした方向の中でこれから議論を進めていっていただきたい、そんなふうに皆さん方の認識を頂きたいと思っています。

**○高林修委員長** 今の鈴木育男委員の御発言について何かございますか。

**○酒井豊実委員** 先ほど見た資料でも、各地域の五、六年前の意見の中に、都市内分権を採用した以上、区や地域の多様性にきめ細かく対応する仕組みづくりをしなければならないとあり、なるほどと改めて思い返しましたが、文化芸能については市あるいは市民協働・地域政策課でもしっかりと援助、サポートをしていただいているという認識はあります。いずれにしても、周辺部の人口の減少と高齢化の中で、なかなかそれを継続していくのは難しいということもあるわけで、それについてはまた新たな方策が市民協働の力で模索されているという認識に立っていますから、それは一市多制度といえますか、本来地のもの、固有のものという認識にはありますが、一方で、合併のときの協定あるいは約束の中で、制度といった際には市民サービスの制度、例えば市営住宅、公営住宅の制度とか料金体系あるいは地域のバス路線の問題とか、例えばそういうことがいろいろあります。それから、合併前の市町村が持っていた博物館機能、そういうものもあるわけで、文化芸能と博物館あるいはそういうものが連動していましたけれども、残念ながらその博物館機能については小さなところは、龍山であれ、佐久間であれ、廃止されてしまって、市の大きな博物館全体の中に集約されるということがあって、それは非常に残念だと、制度としてのひとつの浜松という方向に極端に向いたと思っています。

それと、住宅についてもそれぞれの地域の事情があって、特別な制度、料金体系を持ってやっていたところがまさにひとつの浜松という中で一本化されてしまって、本当の弱者、あるいは若い人に住んでもらいたいところへ応援する機能が非常に狭まったのではないかなという思いをしているところです。ですから、一市多制度の、この十数年の展開が大分縮小してしまったなという思いをしています。

**○高林修委員長** そうですね、施設の利用料金の問題とかもありますよね。確かに酒井委員がおっしゃるように制度という言葉にとらわれると、一概に一市多制度が本当に機能しているかどうかというところはあるとは思うのですけどね。

**○太田康隆委員** 41ページにあるように、浜松版の都市内分権の3本の柱が、地域自治組織、組織内分権、そして一市多制度ということで、この一市多制度を1つの柱として合併当時強調されていた。この都市内分権という言葉ですが、市町村合併したのは平成17年ですが、その後に第30次地方制度調査会が平成25年に答申したわけですが、その答申書の中の8ページに、いわゆる指定都市の規模の大きなところについては、住民との距離が遠くなっている。そういったものを補完する制度として、都市内分権により住民自治を強化する具体的な方策が必要だと、都市内分権という言葉を使って、我々が合併して以降、平成25年に全国組織の公のところでその言葉が使われているということからも非常に先進性のある制度として浜松市がやっていたということが分かるのではないかと思います。

それで、その一市多制度につきましては、合併協定の中で、それ以前に183やっていたものを絞り込んで、合併時87に集約してきたわけですが、酒井委員も触れられたように、一市多制度というと、一つ

の制度が地域によってばらばらだという捉え方も言葉としてはできてしまうわけですが、決してそういうことではなくて、地域の伝統文化、芸能とか、特殊性のあるものについてはしっかりと守っていき、助成していきとか、あるいはスクールバスの運行であったり、学校給食の方式、その地域の独特のものをしっかりと尊重していきとか、残していきとか、そういうことも含めた形での一市多制度ということです。この当時の183業務のすり合わせの議論の中では、今言ったような地域の伝統文化、芸能の継承、それから道路、地形、高齢化等の地域固有の事情、特性によるサービス、例えばスクールバス、過疎計画といったものについて、それから、受益と負担の関係が明白でバランスが取れているもの、例えばコミュニティ防災センターの整備事業であるとか、浄化槽の設置補助事業であるとか、それから、地域住民との関係で築き上げられてきた事務執行の手法、例えば原材料支給事業、引佐のほうではいまだに道路建設の材料を支給して、地域の方たちで整備している。こういったことを残せるものは残していきということはこの87を残してきたということだろうと思います。ですから、地域にとって、住民自治にとってプラスかマイナスかということで考えると、地域が今までなじんできたものが残るという意味では、そういう多制度が残っていくということは満足度が高いのだろうというふうには思います。そういう経過をたどって今があるということだろうと思うので、ちょっと触れておきます。

**○鈴木幹夫委員** 一市多制度ということ、これから論議していく区のあるべき姿だとか、区の理想の形だとかということに照らし合わせて考えてみると、地域の特性を生かした施策というか、区の特性を生かした施策とか、それから、住民に身近な行政サービスとか、住民が主体的に関わっていく、住民が参画していくという姿ですとか、これら今言ったようなことは平成26年度の地方自治法の改正のときですとか地方制度調査会の答申の中にもあるのですが、こういったことによってこうありたいという住民の願いがワンストップで実現していくという、そういう区のあり方というのを示唆している一つだなと感じています。一つのイメージですが、これまでの発言と関連づけた発言になるか分かりませんが、そんなことを思っていました。

**○松下正行委員** この一市多制度で、それぞれの地域で例えば文化芸能という部分の中で、この71ページを見ますと、今後祭りだとかいろいろな文化芸能に関わる制度の中でやっていくもので、存続していけるかどうかというところがだんだん出てくるのではないかとちょっと危惧するところがあります。そういった制度についてどういうふう存続をしていくかということの議論といいますか、一市多制度の数字で言うと減っていく可能性があるのではないかと感じる部分があるのですが、そこら辺は委員の皆さん、どういうふう考えているのか。例えば文化財として残っているような貴重な祭りだとか文化事業があるのですが、そういったものをその地域でやっている部分の中で継承していくことがだんだん難しくなっているという現状があると思います。一市多制度ということであれば、浜松市全体の課題としてそれをどのように今後も継承していくかということを考えていく必要もあるのかなというふうに思います。

だから、今後こうした制度の存続の在り方とかということのもどうなっていくのかなというのはちょっとクエスチョンというか、例えば今回新型コロナウイルスの関係で、ここに上がっている主な継続事業の中で細江の姫様道中、天竜の鹿島の花火大会が中止をされたということもあるので、今後そういったことも含めながら文化の継承ということについても、こういった制度をどういうふう継承していくかということ議論したほうがいいのかなど感じたので、ちょっと意見だけ言わせていただきます。

**○高林修委員長** 今の松下委員の御発言については何かありますでしょうか。

ちょっと松下委員の発言の中で気になっているのは、区の問題なのか、地域の問題なのかということのは

あると思います。そこのところはやっぱり大事だなと思います。

一市多制度については、太田委員もおっしゃられた、都市内分権の中の3つの制度のうちの1つの柱です。特に今後のいろいろな事情によって変わってくるかもしれませんが、制度がたくさんあるというか、地域によってはあるということについては大体皆さん特別御異論はないでしょうね。

**○波多野巨委員** 本市における都市内分権とその在り方の中で、過去の合併の経緯も含めてどういう形で都市内分権を進めていこう、その3本柱の一市多制度というところに議論が固執してしまっていて、では全体としてどういう都市内分権を進めていくのかということよりも細かいところに入ってしまったような気がしてなりません。なおかつ合併をした時点では一市多制度というような表現も使っていますが、都市内分権を本市の中でどういうふうに進めていくのか。都市内分権の推進という部分では、前回私も2-1で説明させていただきましたが、平成26年の地方自治法の改正の趣旨というものが都市内分権、サービスを充実、拡充させていこうという話の中で、今の議論の中ではなかなか一市多制度と都市内分権の充実というところがよく見えてきません。

ただ、そういう中で、先ほど来皆さんからの発言を聞いていると、やはり様々地域の歴史、文化、伝統などといった地域個性の尊重をしていきたいと思いますというところは意見として出されていると思います。そういったものをどういうふうに行政サービスとまではいなくても、地域固有として尊重していくか。もっと言うと、コロナ拡大前はこういった文化的、歴史的なものを地域遺産として認定してもらって、観光とも結びつけていきたいと思いますというような流れもありました。ですから、そういうような観点も含めて、一市多制度というような表現になっていますけれど、その言葉には非常に違和感を覚えます。

ただ、地域の歴史、文化、伝統など、地域個性の尊重という部分では、都市内分権を進めていく上でも欠かすことはできない事柄ではないか、そういった視点ではないかというふうに感じています。特に都市内分権の進め方ではいろいろと思いがあるとは思いますが、委員長が発言されたこの一市多制度ほか制度的なものについても、ほかの会派の皆様がどんなふうに都市内分権を進めていこうとしているのかというのはぜひ聞いてみたいと思います。委員間討議を積極的に進めていくということだったと思いますので、そのあたりについてぜひほかの会派の皆様、個人的な意見でもいいと思うのですが、御発言いただければと思うのですが、いかがでしょうか、委員長。

**○高林修委員長** 都市内分権はなかなか話の進め方も難しいというふうに思っていて、議論を整理するためにこの41ページを示して、この3本柱の中の一市多制度から話を進めたいということをお願いして始めてみたわけですが、では、その前にもう一度立ち返って、今の波多野委員のお話を採用するということになれば、ほかの委員から御発言をいただけるなら、そこのところがあればですけど。

**○波多野巨委員** すみません、ちょっと運営を混乱させたかもしれないですが、申し上げたいのは、分かりやすく都市内分権を見てもらうために委員長は41ページとっていただいたと思うのですが、何かその一市多制度に発言が固執してしまっていたように感じたものですから、あえて発言させていただきました。

私は前の2-1の議論でも言いましたが、都市内分権を進めていく上でという部分で言うと、やはりまず区役所の機能も最終的には考えていかないといけないですが、それそのものが総合行政機関であるというところは地方自治法の中でも当然区の分掌事務として、市長が持っているものを分掌するという形になっていますから、当然そういうふうに読み取れるというところがあると思うのですが、そことあとは機能を拡充していくのだというところも前回の地方自治法の改正の中で言いましたけど、そこは御了解が取れている話だと思います。そこを踏まえた上でどう都市内分権を進めていくのかというところ

について、これは行程表も皆さんにもそれぞれ示してありますから、どんなお考えなのかというのはいずれかの段階で伺わせていただきたいなと思っての趣旨ですので、この41ページの一市多制度、それから組織内分権、それから地域自治組織というものを一つ一つ詰めていくとか、考え方を聞くというところを否定しているわけではありません。申し上げたところを踏まえた中で皆さんどういうふうに思われているのかということをごひ私は伺わせていただきたいと思ひます。

**○高林修委員長** すみません、2-1で了解してもらったということは確かに前提ではあるのですが、この2-2については区のあるべき（理想の）姿というふうになっているわけで、2-1で了解をしたことが前提でしょうけれども、まず理想の都市内分権とか住民自治とか区長の権限をここでは協議したいと思ひています。ただ、今の波多野委員の発言で言うところ、都市内分権について、まず皆さんのどのような考えをお持ちかということを知いてくれということによろしいのですか。

**○波多野巨委員** 全体としての意見もあればですし、高林委員長がおっしゃったように、この41ページからどういふふうになんぞ捉えられているかでも構いません。あくまで理想の区のあるべき姿を進めていく中で、では、都市内分権について、例えばですが、広域な市域を踏まえて、あるいは現状で言うところ、北区は浜名湖あり、中山間地域ありと思えば、初生地区のように都市部もありという中で、区の中でも特性が大分変わっているところもあります。そういう中で、そういったものを生かしていこうなのか、あるいは中央集権的にそういったものはやらなくてもいいのかというよなベースがあつて、では様々な特徴を生かしていきましょうだとか、権限、都市内分権をより細かくしていきましょうだとか、そういう話かなというふうになんぞ理解していたものですから。そこがなければ当然なかなか理想の姿というのは発言しにくい部分ではないのかなと思ひて、あえて確認というか、ほかの会派の皆さんがどんなふうにお思ひなのかというところでお話をさせていただきました。

**○高林修委員長** すみません、正直このところは運営の仕方が難しいというふうになんぞ考えていて、何度も言ひますが、取りあへずこの41ページをベースになんぞ話を進めていくことが皆さん発言しやすいのではないかというふうになんぞ思ひましたが、今の波多野委員の発言について、もし感じるところがあればおっしゃっていただきたいと思ひます。1回リセットします。

**○波多野巨委員** すみません。ベースは41ページでいいのですが、ただ、それを議論する上で、その前段の大きな考え方というのが、先ほど認めていくのがいいのではないのですかみたいな話があつて、見えないので、私、理解力が少ないものから、そのあたりも触れて発言していただけると助かります。41ページを別に否定しているわけではありません。

**○太田康隆委員** 都市内分権という言葉になんぞと惑わされてしまうところもあるかもしれないのですが、この先ほど3本の柱の中の一市多制度という言葉は、もうかなり古い時代に使っていた言葉で、言い換へれば地域固有の政策や制度を尊重して、住民の皆さんが期待するよな施策をできる限り展開していくということで、ここはどなたも異存ないと思ひます。都市内分権という言葉ではなくて、都市内分権の1つの柱として地域自治組織ということがあります。地域自治組織というのは住民の声をどこまですくい上げて反映させていくかということなのだろうと思ひています。

浜松市の歴史を振り返ると、合併直後に地方自治法第252条の地域自治組織、この資料で言うところ42ページから48ページにかけてずっと歴史が書いてあるのですが、自治法に規定された地域自治区をまずつくります。地域自治区の下になんぞ地域協議会をつくって、平成17年からそういう形でスタートするわけですが、平成19年に政令市になったときに、区に区の協議会を置くということで、区の協議会が置いているところと、相変わらず市町村合併のときの地域自治区あるいは地域協議会が残っているところが混在

して、非常に屋上屋を重ねるということで、最終的に区の協議会に一本化していくのです。それが今ある姿だというふうに思っています。

それで、区の協議会は住民の皆さんの代表ですので、そこで様々な地域課題が出てきて、それを行政のほうに上げていただくということで十分機能していけばいいのですが、先ほどの要求資料にもあったように、合併・政令市の検証の46ページ、本来住民自治の仕組みとしてつくった区の協議会から、かつてはこうしてください、ああしてくださいという様々な建議が数多く出てきていたのです。これはまさに区の協議会、あるいは区の協議会以前の地域自治区の協議会だったかもしれませんが、その様々な意見が出てきていた。そういうものが平成24年以降、あまり建議、要望は出てこなくなったと。満足しているということなのかもしれませんが、いろいろな問題がそこにはあるのだろうと思います。

それから、46ページに戻っていただくと、本来、自治法で規定された区の協議会ですので、執行機関が諮問をして、諮問に対する答申を頂くというようなことができる非常に重い組織だと思います。それが諮問の数もどうということか分からないのですが減っていくのです。この平成26年あたりに出てくる61本というのは、ちょっと特殊な諮問の内容、先ほどの補足資料を見ていただくと分かると思いますが、スポーツ施設のことであったり、区の再編のことであったり、そういうようなことで諮問が増えている時期はありますが、通常の区の問題に対して地域の声が本当に十分反映されているかなということからすると、区の協議会の在り方は、今期待するような住民自治を支えるような十分な機能の仕方があるのだろうかというような議論も必要だというふうに思います。

住民自治ってそもそも何なのかということで、時々僕らは勘違いをするので、住民自治についてちょっと整理をさせていただきたいと思いますが……

〔「住民自治今やっているの」と呼ぶ者あり〕

**○太田康隆委員** 都市内分権の3本の柱の住民自治のところへ入っているのではないのですか。

〔「2ポツ目に住民自治がある」と呼ぶ者あり〕

**○太田康隆委員** 今、都市内分権だけですか。住民自治はその後やりますか。

**○高林修委員長** やります。

**○太田康隆委員** 分かりました。では触れません。

そういうことですので、都市内分権のツールとして区の協議会、かつては地域協議会があったわけですが、そういったものもしっかりと使うことで、住民に身近な様々な施策が展開できるのが一番いいわけで、そんなことも検証してみる必要があるのかなというふうには思っているのです。ぜひほかの会派の皆さんの意見も聞かせていただきたいと思います。

**○高林修委員長** この合併・政令市の検証については、企画調整部長から一度ほとんどのページにわたって説明をしていただきました。その後、この合併政令市の検証については必ずお持ちくださいということをお願いしてあって、当然これは読み込んでもらっているというふうに思っています。太田委員が今までの歴史等について説明されましたが、当然そのことは皆さん、周知のことだと思っていますし、その上で先ほど私が資料請求をした現状を踏まえて、住民自治の理想の姿を語っていただきたいと思います。その順番で話をしたい、一市多制度、地域自治組織、組織内分権について議論していただくところで、理想となる都市内分権が見えてくるのではないかとこのように考えていました。多少議論があっちこっち行っているような気もするのですが、ここは理想のというふうにつけられているわけですから、いわゆる住民自治について言えば、理想の姿はどんなものかということも発言していただければいいと思うのです。都市内分権という言葉をいろいろなところで調べると、直接民主制みたいなところも

書いてあるところもあるわけではないですか。言葉ってなかなかいろいろな意味合いを持つので、そのところはなるべく議論を右往左往させたくないで、今この順番でやりたいと思っていました。

先ほど太田委員が住民自治のところはまだ入らないのかということでしたが、時間もないと言うと怒られてしまいますが、住民自治について太田委員のほうから改めてお話があれば発言していただいても結構ですけど。

**○太田康隆委員** 住民自治の言葉の解釈が必要なのだろうなと思っていて、地方自治には住民自治と団体自治の2つの言葉がよく出てきます。住民自治というのは地方の事務処理を中央政府の指揮監督によるのではなくて、当該地域の住民の意思と責任の下に実施することが原則だということでありまして、その住民自治を実現していく1つの手法として議会制度があるわけです。議員が直接市民から選ばれて、間接民主制の下で住民自治を実現していくということが住民自治だと思います。しかし、議会が十分機能していくことはもちろん我々の責任なのだが、それを補完する意味で先ほど申し上げたような地域協議会であったり、区協議会といったところで市民の皆さんの意見をしっかりと反映させてもらいながらやっていくと。あるいはその後出てきたパブリックコメント制度もそういった制度を補完するものとして市民の皆様から直接政策について意見を出していただいて、政策に反映させていくというようなことなのだろうと思います。ですから、広聴活動も住民自治を実現させていく中で非常に大切な市民の皆さんの意見をどう反映させていくかということからすると、それは主には執行部側が広聴活動をやって、政策に展開していくのですが、議会にとっても非常に広聴というのは興味あることなのだろうな。したがって、住民自治の一番大きな担い手は少なくとも議会であることには違いないというふうに思っています。

それから、団体自治については、国家から独立した地方公共団体がその事務を自己の意思と責任において処理する。当然法的な規制の中でやっていくということですから、それは国の関与とかいうことではなくて、地方分権の中で地方の自立性が大分保証されてきたと思いますが、それが団体自治だということです。だから、住民自治はよく我々勘違いするのは、市民意向だけを反映させてやるのが住民自治ではないはずで、その大きな責任というのは実は議会がやっぱり持っているということだと思います。そんなことで一応法律の解釈も含めて、住民自治とは何だろうかということを経験していきながらあると思っています。

**○高林修委員長** ありがとうございます。

住民自治について特に2ポツ目になりますけど、本市における住民自治の在り方、これには先ほど申し上げたように、理想のという文言が入っていますので、大変申し訳ないのですが、本市における理想の住民自治の在り方について御意見のある方はぜひ活発にお願いしたいと思います。ここのところは十分に協議、それから討論していきたいと思っています。

資料請求については、先ほど太田委員も多少触れましたが、建議や要望については最近本当に少ないです。これが区の協議会として、住民自治として本当に機能しているのかということもあると思うのです。そういう現状があるのを踏まえた上でも結構ですし、そうでなくても結構なのですが、区の協議会の本来の理想の在り方は何なのか。それから、あえて委員の属性を出していただきましたが、こういう属性の人たちだけ出てきて、本当にこれが住民自治につながるのか。最終的には区の再編の有無のところまで話が行くわけですから、何度も言いますが、そういうことを念頭に置いて、この住民自治を考えてもらいたいと思っています。いかがでしょうか。

**○波多野亘委員** ちょっと指名になってしまうかもしれないのですが、いいですか。

○高林修委員長 はい、どうぞ。

○波多野亘委員 松下委員から協働センターの資料請求があって、こういった資料から住民自治について、あるいは都市内分権にも関連すると思いますが、きっとコミュニティ担当職員が課題解決だとかを今積極的にやろうとしていて、そこを核にというような確認の資料なのか、それとも今後どういう形で住民自治を進めていくという部分で何か思いがあってなのか、この資料との関連の中でもう少し踏み込んで御発言いただけると議論もきっと活発になっていくのではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○高林修委員長 ありがとうございます。

松下委員、ぜひ。

○松下正行委員 ありがとうございます。

代弁をしていただいたような感じでありがたいというふうに思いましたけど、先ほど意見を言わなかったのですが、実はこの住民自治は、私の個人的な意見ですが、今太田委員も言われましたが、今までの区の協議会の経緯を見ていると、本当にその地域住民の声が区の協議会上がって、地域の課題として議論されて、それが建議につながっているかなというところが少しくエスチョンとしてあります。私としては、区の協議会も地域住民からすると、やはりちょっと高いハードルという感じがして、そう考えるとやはり地域の協働センターが非常に身近な、住民自治まではいかないと思うのですが、市の施設ということもあって、そこが地域住民、連合自治会も含めてですが、接点になっているような気がします。

そこで、先ほどの資料提供の中にも実績がありました。今市のほうで配置していただいているコミュニティ担当職員が、要するに住民と市をつなげるきっかけをつくっていただいていると認識しています。そういうことを考えると、この協働センターの今後の在り方いかんによっては、協働センターでコミュニティ担当職員が地域と市を結びつけている中での様々な問題点、課題点が例えば区の協議会のほうに上げていけるような仕組みが何かプラスアルファあると非常に区の協議会が充実していくかなというイメージが私なりにあります。

ですから、例えば今、法的設置の区協議会は政令市の中でも浜松のみという状況です。先ほども新潟の資料が出ていましたが、新潟は浜松と同じような協議会を設置しながらやってきて、それを今度やめて任意の協議会にしたところを浜松も本当に真剣に考えて議論して、今の区の協議会のあり方を変えるのか、それとも今の区の協議会の在り方を任意のほうに変えていくべきなのか。ここら辺もこの特別委員会の中では議論をしたほうがいいという思いで、今回この協働センターの資料請求をさせていただきました。例えば地域団体に協働センターの運営をやっていただいたりとか、協働センターに限らず、市の施設の運営を地域の団体が市から委託を受けてやるだとか、そういうモデル事業も、先ほども説明あったとおり進んでいるということは、まさしく地域住民、団体、そういう人たちが市の施設を運営していく、市の事業に参画をしていくという状況がありますので、そういうこともやりながら区の協議会へ地域の課題、問題点を上げていって、議論して、最終的には市のほうに建議していくという方向性があるのではないかと個人的には思っています。そういった意味合いで協働センターのあり方の資料請求をさせていただいたので、ぜひともこの特別委員会の中では今の区の協議会のあり方、新潟がそういう形が変わった、浜松はどうでしょうか、それから、住民自治の中でどのように地域住民の声を市に届けられるかという中で区の協議会への問題点、課題点の吸い上げといった仕組みも議論していただければありがたいと思います。

○波多野巨委員 ありがとうございます。

具体的に松下委員からは協働センターというようなところがありましたが、やはり住民自治だとか都市内分権というものは、松下委員も、私も2-1でも説明したり、先ほども申し上げましたが、区の役割を拡充して、住民自治の強化という部分については同じ方向を向かれています、ではそれが協働センターなのか、区なのかというのは置いておいても、やはりそちらの方向へ向いている中でのこの資料請求というところはよく分かりました。ということからすると、やはり同様な形、要は市民参画も含めて課題解決をしていくかということであるところだと、権限とか財源の移譲というようなものや、区役所なのか協働センターなのかどこのことかは今後の議論としても十二分に議論していくべきということが分かりました。ありがとうございます。

○高林修委員長 市民部長からも何かあれば。

○市民部長 誤解があってはいけないので、補足をさせていただきたいと思います。

新潟市の協議会のことについて冒頭御説明を申し上げました。新潟の区協の会議に出した資料をそのまま御案内させていただいているものですから、書き方に若干不明瞭な点があります。松下委員からお話がありました、新潟はいわゆる法で定める区の協議会から任意の組織に下りたというお話ですが、実際には全くフリーハンドの組織に下りたわけではなくて、自治法の中で定められている執行機関の附属機関、これも諮問、答申を行うという意味では同じような機能を持っているもので、いわゆる審議会の組織ということになります。その形に変わったということですので、いわゆる区自治協議会と性格的には変わらないのかなど。ですから、本市の現在の区協と比べても、機能的に大きく変わったわけではない。単に執行機関の附属機関という法的な根拠を少し変えて、委員の住所要件を緩和したというものかなというふうに、議事録等を読んでもそういうお話のように読み取れると認識しています。

○高林修委員長 先ほどの質問に関係したお答えにはなると思いますけど、酒井委員、そういうことでよろしいですね。

○太田康隆委員 ちょっと勘違いがあるといけませんので。私も新潟は何回か行って、そもそも新潟というのは小学校区単位を大原則として、小学校区単位で無理なところは中学校区単位で、地域コミュニティ協議会をまずつくっているのです。その地域コミュニティ協議会の代表が区の自治協議会のほうに出ている。区の自治協議会へ各種団体から役員を出すということよりも、先ほど頂いた資料1の中段あたりにその辺の記載がありますが、区の下に地域コミュニティ協議会があって、その上部団体として区の自治協議会があるという理解をされたほうが、新潟の緻密さというか、組織の様子が分かるのではないかと思います。

○高林修委員長 そうですね。それはそのスケール感とかエリア感の関係になってくると思う。

○太田康隆委員 地域コミュニティ協議会の活動報告なんかも、今はどうか分かりませんが、当初、年間冊子でしっかりと出していて活動しているというような実態があるということです。

○高林修委員長 ありがとうございます。

ちなみに、先ほど酒井委員がおっしゃられたのは、この新潟市区自治協議会のあり方検討委員会という冊子ですね。

○酒井豊実委員 はい。

○高林修委員長 住民自治について、活発な意見を交換していただきたいと思っています。先ほど太田委員も触れられたことではありますけど、今浜松市の区協議会は区単位であるわけで、コミュニティ協議会みたいなものはないわけです。ちょっと協働センターの話はまた別になってしまうかもしれませ

んけれども。

**○松下正行委員** 私、先ほど新潟と挙げたのは、今太田委員が言われた地域コミュニティ協議会のことは言わなかったですけど、それを含めて浜松もそういう形にしたらいいいのではないかという意味で言ったのです。

**○鈴木育男委員** 話が何というか細部に入っていくと非常に難しい話で、要するに在り方、理想の姿ということで、では、我々が、議員として、市民としてどういった社会を目指すかといったときに、住民自治の在り方としてどんなものを目指すかということで我々は今ここで議論しているわけです。ですから、今話している協働センターでどんな仕組みをつくるか、それから、住民にどういう形のものを作ってもらうかみたいな話は、今言っているのとこれから先で見え方が違うと思います。ですから、今我々がここでまず議論、確認することは、2-2については、例えば住民自治の在り方というのはどうだといったら、今までの話をずっと聞いていけば、住民の声が行政にしっかりと届くような形や仕組みが担保されたようなものがないかというような話だと思ふのです。そうしたことを一つ一つ消化して、みんなで共通認識を持った上で、下の3に進み、4に持っていくということだと思ふのです。全部細論というか、細かい部分に行ってしまうと、仕組みがどう、やり方がどうだと深掘りされてしまうと、委員長の立場を考えてしまうのだけど、どうまとめるのか非常に難しいなと思ってしまうのです。ですから、この段階では、議論の中ではいろいろな話が出てもいいのだけど、認識として、仕組み、在り方をみんなで理解し合うというところをどこへ落とすかというところをもうちょっとみんなで考えたほうがいいのではないかという気がします。

**○高林修委員長** ありがとうございます。

住民自治の理想の姿、在り方について議論していくことによって、結局区の権限、区長の権限というところに話を持っていくというふうに思っています。ですので、2-2の行程がこういうふうな3ポツあるということの意味合いはそういうことだと認識して、この委員会に臨んでいますので、最終的な取りまとめはやっぱり区、区長の権限、本庁の権限についてというところに来ると思います。住民自治について、鈴木育男委員のほうから言っていたのですが、なかなか落とすところは難しいとは思いますが、御発言がないことについては非常に今不満に思っています。委員会の日程等については事前に話をしてあるわけで、この委員会の最終的な役目というか、責務は、何度も言いますが区の再編の有無について決定するわけですから、まずどんなお考えでもいいので述べていただかないと話の進めようがないと思っています。

先ほど言いかけたのですが、コロナウイルスの関係がありまして、今日も、万全とは言えないですが、換気したりなるべく環境を整えて委員会に臨んでいるのは、少なくとも年内という期限が決められていて、コロナウイルスで我々の中で何かあれば、この委員会はやっていけないのです。だから、スピード感を持ってやっていきたいので、ここの委員会に臨むに当たっては、ぜひいろいろなもの、せめてこの合併・政令市の検証は読み込んできていただきたいと思ふます。都市内分権は確かに難しいテーマではあると思ふますが、まず発言いただければ話の進めようがないと思ふています。ぜひよろしく願ひします。

**○酒井豊実委員** 改めて強く基本的に思っているところは、浜松市は広大な地域で、0メートルから2000メートル級もあって、満遍なく人が住んでいる。それぞれの地域に過去、現在、未来と、まさにふるさととして愛すべき地域あるいは住民生活を残したい、継続していきたいということが基本としてあります。やはり明確に違うのは都市的機能を持った都市計画区域と、中山間地域と一くりにされます

が、里山地域あるいは村の地域と急傾斜地の山村地域、そういう中での都市内分権ということのを改めて強く感じますと、自分の今の生活の立ち位置というのは、まさに山村の急傾斜地というところ。天竜区の平均値よりはちょっと外れた部分にあるわけで、引佐の北部地域から春野へかけての地域というのは、そういうところの都市づくり、そういう中での都市内分権ということで違う性格を持っているものですから、一律に考えられない。だからこそ分権があるし、最初に出てきた一市多制度であり、組織内分権の問題も絡むし、地域自治組織もまた違うわけです。それから、社会福祉協議会の機能もシルバー人材センターも違う、全ての組織の在り方が違って、合併前からそうでしたが、行政の力が弱まってくる中で、自分たちの地域は自分たちの力で守らなければならない、高齢者から乳幼児までの暮らしを守るといって、NPOなど新たな組織もどんどん立ち上がってきているわけです。

実は私の住んでいる天竜区の熊では、月1回、明日の熊を語る会というのが行われていて、それは単に語るのではなくて具体的な実践活動もしているということです。今夜は7時半から9時過ぎまであるわけですが、もう必死になって住民が都市内分権の一翼を担うというか、そういう形で動いている点は、浜松市の都市中心地域とは明らかに違うのではないかという思いを強く持っているので、単純に都市内分権とぼんと言われたり、その在り方、それから理想の姿といっても、それぞれ違うなという思いをしているので、ちょっと仕分をして考えていかないと進めにくいと思っています。

**○高林修委員長** 今の酒井委員の発言の中で少し拾わせてもらおうと、明日の熊を語る会ですが、例えばの話、先ほど太田委員が言ったコミュニティ協議会に変容ができることもあるわけですよ。

**○酒井豊実委員** コミュニティ協議会というか地域協議会的なものは先ほどないというような話もありましたけども、具体的には水窪とか佐久間地域、もう一、二あったと思いますが、旧町単位の協議会はあるのです。それとまた私どもがやっているのは、まさに自主的に有志、幅広い人たちが集まって、場合によっては浜松の中心部で不動産をやっている方とか、企業経営をやっている地域出身者も来ていただいて、交流し新たな知恵を出してやっていく。あるいは三方原に住んでいる方が地域資源、自然資源を生かした新たな取組をちょっと援助してもらっているものですから、もうそれも4月からスタートを始めているという、ちょっと具体的になり過ぎましたけども、そういう動きでやっています。

**○関イチロー委員** ちょっと今までの話とは少し見方を変えた発言をさせてください。多分最終的には住民自治をどうするかという話なのではないのかなと。そして、もう一つは行政として何ができるのかという話だと思うのですが、住民自治を担保するために、土台として都市内分権があるんじゃないかと。これは私見ですので、また突っ込んでいただくところは突っ込んでいただければと思います。その都市内分権のベースとしてあるのが地域自治組織であったり、組織内分権であったり、一市多制度であるのだろうと。地域自治組織というのは簡単に言うと市民の意見、それから意欲みたいなものをどうするかというお話でしょうし、組織内分権ということになると、行政としてどういう仕事ができるのだろうか、ここに書いてあるところからいくと、区役所とか地域自治センターに何ができるのかということでありましょうし、それから、一市多制度ということからいけば、先ほどおっしゃられたようなそれぞれの地域の特性があるのではないかと。それらを全部含めて都市内分権という格好で持っていくことによって住民自治というものが実現できるのかなと。その仕掛けとか仕組み、言ってみれば市民の方たちがどうやったら参画していただけるのだろうかということになるのだろうと。そういう意味ではよく言われる、ただ行政から言われるだけの市民であるのか、それとも市民が自ら発案をして、行政と対等な関係でその地域を動かしていくという、シェリー・アーンスタインという方が8つの分類をしましたが、そのところの市民の方たちにどういうふうはこの都市を一緒につくっていただけるかという

ようなところなのだろうと思っています。そうしたときに、浜松市という行政のベースからいけば、行政のルーティーンをするというか、例えば財産をどうするだとか、制度をどうするかというようなこと、そういうようなところでの維持管理というようなものをされる部分、それはこの都市の持続可能性ということにつながるのだろうと思います。それと、もう一つは、市民の声をどういうふうに吸い上げていくのか、もしくはその方たちが生き生きと活動していただいて、自分たちの地域なり、都市なりをどうしていこうというようなところを自発的に考えていただく、行動をしていただくというようなことです。その中で協働センターというものがあるでしょうし、それから、私の住んでいるところでもコミュニティ担当の職員の方たちが非常に動いていただいていると思うのですが、そのこのところを担保するというか、ちゃんとした組織としてつくっていくということが大事なだろうなと思いますし、それと区との関連、これをどこで結びつけるのかなという議論をしていくということも大事なことではないのかなと思っています。その中で例えば先ほどの住民の方の御意見を聞くということからいくと、区という単位の中でなのか、それともまた違う単位の中でなのか、それから、それがもし区という単位であるのなら、区の協議会というようなものであるのか。それから、次の問題になりますけど、区長の権限であるとかというようなものどどういうところで、俗に言う行政権限、区長だとか本庁だとかという仕事はどういうふうにかかわっていくのかということ視野に入れながら、では今のこの7つの区でいいのか、それともそれは違うところで担保できる話なのかというようなお話をさせていただいたらどうか。そうしませんと、都市内分権であるとか、それから住民自治というものと区というものがどこでリンクするのか、それがどういうふうに変わっていくのかというような話につながらないような気がするのです。あくまでも私見を申し上げました。

**○岩田邦泰委員** 今、関委員がおっしゃったこと、私のほうでもちょっと頭を悩ませていたところでもあるのでちょっとお話しさせていただきますと、今回20市の中で12市が区の協議会だったり、準じた任意の協議会を持っているということで、まだ7政令市ではないということで自分なりに確認をしてみたら、九州のほうの熊本や福岡ですとか北九州は小学校単位の協議会を持っている。それは区に縛られたものではないというような、区の形の中に幾つもあるということらしいものですから、こうなってくると、どれが一番正しいのかというのが、私自身ちょっと固まってないところがあったので、今発言ができなかったんですが、そういったところで一応考えてはいますということだけお伝えさせていただきます。

**○高林修委員長** まず発言ありきでない委員会が進まないのです、それで結構だと思います。

**○加茂俊武副委員長** 皆さんの発言、それぞれ聞かせていただきましたが、基本的には都市内分権というのは地域の個性を尊重して、なるべく身近な行政機関で自己完結ができるということが基本というのは多分皆さん異論がないと思います。その自己完結できる単位がでは何なのかというのは、これから本当に慎重に、徹底的に議論していくべきだと思います。それには区、区長の権限とかの辺の話も重要でしょうし、だから取りあえず共通の認識としてはどこで自己完結ができるのか、自分の課題、地域の課題が自己完結できるところが身近にあればいいねという認識は皆さん共通だと思うのですが、いかがでしょう。もし反論があれば言っていただきたいと思いますけど。

**○高林修委員長** 今の副委員長の発言について御発言のある方。なかなか皆さんの意見を自分の中でそしゃくして落とし込むまでに時間がかかるのはよく分かりますので、発言がないことイコール同意というふうには取ってはいませんが。

**○関イチロー委員** 今おっしゃられた自己完結というのは具体的には何をもって自己完結と言われる

のか教えてください。

**○加茂俊武副委員長** もちろん行政がどこまで関わるのかというのはあると思いますが、そこが一緒になって、これちょっと次の3ポツ目のほうに行ってしまうのですが、どの程度行政機関が権限を持って、その解決に関われるのかというところがどの単位なのかということこれから皆さんで徹底的に話し合っていけばいいのかなと思うのですが。予算がここについているので、では、これはちょっとお金がかかるので、ここでこの予算を出しましょうという権限がどこの組織であって、どこで完結するのかというようなことですよ、例えば。

**○関イチロー委員** 行政サービスという点ではどうなのですか。

**○加茂俊武副委員長** そこへ入っていくと、多分2-4のほうへ行くと思うので。

**○関イチロー委員** そういう捉え方ではなくて、先ほどの都市内分権であるとかという観点でお答えいただければ結構です。

**○加茂俊武副委員長** 都市内分権の課題解決に対する行政サービス、例えば通常の手続などへ行くとかなり細かくなってしまいます。

**○関イチロー委員** 住民の方の希望されていることというのは何なのかというところをお話しされないと。住民の人たちがこういうことをやりたいということだけのお話をされているのか、例えばその中に生活をする上で行政上のサービスを不便なく受けたいということまで包含されているのかということをお聞きしているのです。

**○加茂俊武副委員長** 今は都市内分権の地域の個性を尊重してというところで、文化とか歴史とか身近なところで自己完結型の事務事業の展開がどこでできるのかという話です。行政サービスについては、もちろん近いところでいろいろなサービスができればいいですが、そこについてはまた後日、2-4とか、いろいろなメリット、デメリットを考えながら決めていく必要があると思います。

**○関イチロー委員** これは進め方ですから委員長に任せますが、それはこっちの話です、これはこっちの話ですみたいなことをやっていると階層ができてしまって、では、トータルするとどういう制度がいいのだと。これに関してはこういう制度がいいかもしれない。でも、これに関してはこっちのほうがいいですみたいなことになると、それはどうなのかなと思うのですが。

**○高林修委員長** この件については、先ほど副委員長が皆さん共通認識ですねというふうに申し上げたのは、何とかまとめたという気持ちもあったのですが、この都市内分権、住民自治、区長の権限、本庁の権限についてはかなりの肝で、時間をかけてやりたいというふうに思っています。

委員長としては大変恐縮なのですが、委員の皆さんがもう一度よくいろいろな資料を読み込んでいただいて、次回に臨んでいただきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

**○波多野亘委員** 次回は今の都市内分権だとか住民自治の話というのはもう1回頭ぐらいは触れるのですか。

**○高林修委員長** やります。

**○波多野亘委員** 先ほど関委員や岩田委員からも発言があって、どういう観点で自分は考えています、あるいはまだ今の段階だとほかの政令指定都市を見たときにどういう形が一番いいのか見いだせていないというような御発言もあって、様々考えてくださっているというのがよく分かりました。そういう中で、今度24日だと思うのですが、そのときに私たちもしっかりと、先ほど私と松下委員とのやり取りの中でもあったように、どこの場所でやるのかは除いても、一致する部分はあったと思います。そういう意味では理念的なところでのまとめりというような考え方、方向性がそれぞれ最初に発表できれば

と思ったものですから、確認をさせていただいた次第です。

○高林修委員長 後まだやるということについてですね。

○波多野巨委員 はい。

○高林修委員長 先ほど波多野委員がおっしゃったように、理念的なところも含めて、次回4月24日午前10時からもう一度。

○関イチロー委員 お願いをしたいことが。行程表については、ここで皆さん方が御了解いただいたということで進まれていますけど、できましたら年内のスケジュールの提出をお願いしたいというところがあります。前回、時間を残して今日やることは終わりましたので予備日はなくなりましたということだったのですが、今日みたいに積み残しがあるところからいくと、去年の例からいくと9月、10月あたりがなかなかタイトな日程で、その間に予定を入れられないということになると、ここに行程自体は出ていますので、大体このときまでにはこのところは終わりたいというような委員長の中での腹案がおありになるのだろうと思ってまして、その辺のところを次回までに出していただけるとありがたいなと思っています。

○高林修委員長 大変申し訳ないのですが、先ほど申し上げたように本当に大事な結論を導く委員会ですので、遅くとも年内ということはありませんが、この行程表の2と3とかについていつ頃とか期日のひもづけはしません。確かに腹案がないと言えようそになりますが、やはり委員の皆さんの委員間討議を踏まえて進めていくので、そのところは大変申し訳ないんですけど、次回までにと言われましたが、示すことができません。

○関イチロー委員 というのは、前回のときに予備日はやめますということもおっしゃられたわけで、今後その進行自体がどうなるかということも含めて、もうここで終わりますということではなくて、委員長自体が十分に議論を尽くした上で年末までということであるのだとしたら、おおよそこんな進め方というところがないと。前回予備日はやめますということでしたが、皆さん空いていたわけですから、後々時間的になくなりましたということがないようなスケジュールでもいいのではないのかと私は思っています。

○高林修委員長 予備日に関して言うと、この行程では2-1とか2-2とかと決まっているので、やはりここは区切り、区切りでやっていきたいと思っていて、たまたま2-1については、皆さん早めの了解を得たということで、予備日が必要なくなったということです。2-2以降については、2-1までと違って、もっと討論とか議論していかないといけないことだと思っています。何とか進めたいとは思いますが、なかなかスムーズに運営できなかった部分もあり、議論の具合によってスピードやスケジュールは変わってくると思っていますので、大変申し訳ないのですが、示すことはできません。

ただし、先ほど言いかけたのですが、次回は4月24日の午前10時から委員会を開会します。その後は一月2回のペースで委員会を開きたいと思っています。確かに決算審査特別委員会もありますが、我々議員の責務としてはそのこととは関係なく、この委員会を進めていかなくてはいけないと思っていますので、まず月2回を目標にやっていきたいということしか今日は言えません。大変申し訳ないですが、よろしくをお願いします。

○酒井豊実委員 区の協議会との関係という意味では、各区の協議会の委員の皆さんがこの特別委員会の協議、検討の内容、行く末について非常に興味を持っておられるわけだし、それぞれの委員の皆さんが意見を言いたいということもあろうかと思う。ということは、我々委員と区の協議会の委員の皆さんとの関係をどういうふうに取り結んでいくのかということ、あるいは区単位の住民の皆さんとの環境

をどういうふうにパイプを設けていくのかというところが非常に大事だと思っています。というのも、この前の天竜区協議会の場で、委員から市の当局に区の再編についての問題で協議しているようだがということで、説明を求めるような場面があったということを新聞報道ほかで聞いたわけです。当局はどなたが答えたか分からないですが、ちょっと答えられないみたいなのところもあったように新聞報道で読んだのですが、そのところの市の担当の方が天竜区協議会で答弁というか、説明した内容もこの場で申し訳ないけど確認をさせてもらって、区の協議会との関係、その辺のところも方向性を見だしたいと思っています。

**○高林修委員長** 酒井委員、申し訳ないのですが、その件についてはこの特別委員会は独立して討論していているわけで、区の協議会との関連については全くないというふうに思っています。もし区協議会の委員の皆さんが本委員会の内容を把握したいのであれば、インターネットで見えていただいても結構ですし、いずれにしても、今討論の最中であることについて、当局が区の協議会へ行って説明することは僕はあり得ないと思います。

**○酒井豊実委員** 説明できないということを使ったように新聞報道では読みましたが、どういうふうな文言で言われたのかなということ、それは個別に聞けばいいのですけれども。

**○波多野亘委員** 今の酒井委員のお話なのですが、この委員会の中でも市民の皆さんにどうやって理解を求めていくのか、分かりやすくやっていくのかという意味では、まだできていませんが、この委員会での報告会みたいなもの考えられるということは様々な皆さんと話をしたところだと思いますが、新型コロナで状況が状況です。委員長も冒頭発言がありましたけど、なるべく環境を整えながらという中でもこれだけの皆さんが今この部屋の中に入っている。そういうような事柄を考えると、やっぱり何かしら違う形での広報、広聴の仕方ということはもう少し先の段階で、とりあえずは5月6日までは様々自粛していきましょうという方向だと思いますので、そういうことではないでしょうかね、酒井委員。

**○高林修委員長** それでは、4月24日午前10時から次回の委員会を開催し、引き続き協議をいたします。

なお、次回の委員会までの協議に当たり、当局への資料請求がある場合は、4月15日の水曜日午後5時までに、私もしくは副委員長に提出をお願いいたします。

それでは、以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:44